

### 第3 事業実施計画

#### ●基本方針 第1 地域福祉活動を推進するための基盤づくり

##### 推進項目 1 市町村社協の組織体制強化と活動支援

###### □実施計画 1 市町村社協支援

###### (1) 市町村社協活動支援個別訪問の実施

各市町村社協を個別に訪問し、現状・課題や本会への要望を把握するとともに、次年度事業への反映及び広域的活動推進事業等の展開方策を検討する。

ア 時期 通年

イ 訪問数 10回

###### (2) 地域福祉活動計画の改定及び中期経営計画の策定・改定、事業継続計画（BCP）の策定支援

地域福祉活動計画の策定後、見直しが行われていない市町村社協や中期経営計画の策定・改定、事業継続計画（BCP）の策定に取り組む市町村社協を支援する。

ア 時期 通年

イ 内容 本会職員による個別訪問や策定委員会への参画、地域福祉活動実践アドバイザーなどを通して支援する。

###### (3) 市町村社協支援・相談室の運営

市町村社協が、法人運営や事業活動を展開する中で対応困難な課題等もあることから、専門職（弁護士・社会保険労務士・公認会計士）の協力のもとに相談機能を拡充し、安定した社協運営ができるよう支援する。

ア 時期 毎月3回（専門相談）

イ 場所 県社協相談室

ウ 内容 市町村社協の法人運営や活動において、法律・労務・会計の専門性が求められる相談に応じる。

###### (4) 市町村社協におけるICTの利活用支援

市町村社協の事業運営やサービス提供の中で、DXの推進による業務効率化によって支援の質を高め、地域福祉の発展に取り組むことが求められていることから、市町村社協におけるデジタル人材の育成と体制整備を図る。

ア 時期 通年

イ 内容 本会が導入しているクラウドサービス「kintone」アカウントの貸出、市町村社協からの問合せに対応するヘルプデスクの設置

###### (5) 市町村社協便覧の発行

市町村社協の運営・活動状況を調査し、市町村社協における地域福祉の取組みを把握するとともに、市町村社協の個別支援に活用する。また、各市町村社協が既存事業の検証や新規事業の企画に活用できるよう内容の充実を図る。

ア 媒体 本会ホームページへの掲載

イ 内容 各市町村社協の運営や活動状況、組織の概要等を掲載する。

(6) 市町村社協の経営状況の把握

昨年度構築した「市町村社協財務分析システム（財務分析の見える化）」について、市町村社協事務局長会議等で説明するとともに、経営戦略や各種計画策定時の基礎データとしての活用を促進する。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスなどのサービス区分ごとの財務分析にも取り組めるよう市町村社協連合会との連携強化を図る。

(7) 広域的活動推進事業の実施（社会福祉振興基金事業）

ブロック内や近隣の社協が複数で連携し、広域的な事業を企画・実施するために必要な費用の一部を助成する。

(8) ホームページやメール、SNS等の活用による市町村社協への情報提供

本会ホームページや市町村社協へのメール、SNS等を活用して、市町村社協への情報提供等に取り組む。

ア ホームページ及びメールを活用した情報提供等

本会ホームページへの掲載や市町村社協への一斉メールを活用して、法律や制度の改正、関係機関・団体が主催するセミナーの開催などの情報を提供するとともに、本会と市町村社協、市町村社協相互の情報交換・情報共有を促進する。

イ SNS等を活用した地域福祉関連事業の情報発信

地域福祉関連事業や個別訪問等を通して得られた各社協の情報をSNS等で発信し、市町村社協活動の理解促進を図る。

(9) 研修会・会議等の開催

ア 市町村社協役職員を対象とした研修・会議の実施

市町村社協の役職員のスキルアップや組織としてのガバナンス・事業基盤の強化を図るための研修・会議を実施する。

(ア) 市町村社協事務局長連絡会議の開催

- a 時 期 5月
- b 場 所 熊本市
- c 内 容 本会実施事業計画の説明及び市町村社協における課題や重点推進項目の共有

(イ) 新任職員研修会の開催

- a 時 期 9月
- b 場 所 未定
- c 内 容 福祉の動向及び市町村社協活動の基本、先進社協の取組事例など

(ウ) 市町村社協テーマ別研修会の開催（新）

- a 時 期 10月
- b 場 所 熊本市またはオンライン形式
- c 内 容 昨今の福祉の動向を踏まえた法制度改正や市町村社協が抱える課題の共有

(エ) 市町村社協経営基盤強化研究会議の開催

- a 時 期 12月
- b 場 所 熊本市
- c 内 容 社協組織の経営、人材の確保・育成等の課題検討

## 推進項目 2 民生委員・児童委員活動への支援

### □実施計画 1 効果的な広報活動の実施

民生委員・児童委員の新たな担い手を確保するとともに、地域住民の理解と信頼を高めるため、市町村社協と連携した効果的な広報活動に取り組む。

- (1) ホームページによる情報発信（随時）
- (2) 委員活動紹介チラシの作成・配布（随時）
- (3) 「民生委員・児童委員の日活動強化週間」の広報活動（5月）

### □実施計画 2 民児協と連携した地域福祉活動の推進

県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という。）の理事会をはじめ、各種委員会に本会職員が参画することで、民生委員・児童委員の活動上の課題を共有し、県民児協事業の企画・運営に協力するとともに、市町村社協と連携した地域福祉活動の推進を図る。

また、「熊本見守り応援隊」協定に基づく住民の見守り活動や小地域ネットワーク活動等を通じて、市町村社協や地域の関係者と民生委員・児童委員の協働を図る。

- (1) 県民児協との情報共有・課題検討
- (2) 事業の企画・実施を通じた連携
- (3) 熊本見守り応援隊の活動推進

### □実施計画 3 研修会等の支援

県民児協と連携して、時宜を捉えた研修テーマの選定をはじめ、効果的な研修を企画・実施する。

各委員が担当地域において円滑に地域福祉活動を展開できるよう、活動に必要な知識・技術の習得を図るための研修会の開催と情報提供に努める。

- (1) 県民児協と連携した研修会の企画・立案
  - ア 市町村民生委員児童委員協議会会長研修会の開催
    - (ア) 時期 7月
    - (イ) 場所 熊本市
    - (ウ) 対象 法定単位民児協会長
  - イ 熊本県民生委員児童委員大学講座の開催
    - (ア) 時期 11月
    - (イ) 場所 熊本市
    - (ウ) 対象 中堅民生委員・児童委員

### □実施計画 4 民生委員互助共励事業の実施

全国民生委員互助共励事業における指定民児協事業等を活用し、民生委員・児童委員活動の推進と民児協組織の強化を図る。また、互助事業による弔慰金及び見舞金等の給付を通じて、民生委員・児童委員の日々の活動を支援する。

- (1) 共励事業による指定民児協事業・研修会の実施
- (2) 互助事業に関する給付事務の実施

## 推進項目 3 ボランティア活動の推進

### □実施計画 1 ボランティア活動の啓発と情報発信

ホームページやSNS等を活用し、ボランティアに関する情報をリアルタイムで発信することで、ボランティア活動の一層の活性化や意識向上を図る。また、ボランティア月間ポスターやボランティアハンドブックを活用し、ボランティア活動の啓発とボランティアセンターの利用促進を図る。

\* ボランティア活動団体やNPO等への個別訪問数

令和8年度目標 10か所

#### (1) ボランティア関連情報の発信

ホームページやSNS等を活用し、最新のボランティア情報や県内ボランティア団体の活動状況、助成金情報等を発信する。

#### (2) ワークキャンプ事業の実施

児童生徒の夏休みの期間を活用し、市町村社協が学校や地域の社会福祉施設、支援機関・団体等と協働して実施するボランティア活動や福祉体験等のプログラムを広く県民に周知し、ボランティア活動の啓発と参加のきっかけづくりを促進する。

#### (3) ボランティア月間（11月）の周知と啓発

啓発用ポスターを作成し、市町村社協や学校、社会福祉施設等に配付する。また、期間中に県内で開催されるボランティアに関する事業の周知を行い、県民のボランティア活動への参加を促進する。

#### (4) 啓発パンフレット（ボランティアハンドブック等）の活用

ボランティアハンドブックやボランティアハンドブックジュニア版等を活用し、ボランティア活動の啓発と市町村社協等のボランティアセンターの利用を促進する。

#### (5) 県内のNPOやボランティア活動団体等との連携

ア くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）が実施する「行政・社協・NPO連携会議」や「火の国会議」等に参画し、活動支援機関・団体と情報共有を行う。

イ 市民活動団体が実施する会議・研修等へ参画し、活動支援のための情報提供や連携強化を図る。

ウ ボランティア活動団体やNPO等を個別訪問し、活動状況を把握するとともに連携を強化する。

### □実施計画 2 市町村ボランティアセンターの活動支援

ボランティア活動に関する研修内容の充実を図り、市町村社協等のボランティアコーディネーターの資質向上を図る。また、市町村社協が実施する先駆的な事業を支援し、地域住民等による地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。

#### (1) ボランティアコーディネーターの配置とスキルアップのための会議・研修会等の開催

ア 県ボランティアセンターにボランティアコーディネーター2名を配置し、市町村ボランティアセンターへの情報提供や連絡調整を行う。

イ 市町村社協ボランティア活動推進者研修会の開催

(ア) 時期 7月

(イ) 内容 市町村社協のボランティアコーディネーター等を対象に、ボランティア活動を推進するためのスキル向上を図る。

- (2) 市町村ボランティアセンター機能の強化  
個別訪問を行い、市町村ボランティアセンターやボランティアコーディネーターの現状、課題等を把握する。また、全社協が作成した「市町村社協ボランティアセンター強化方策2023」の推進や、法・制度の動向や先駆的な取り組み等の情報を提供することで、市町村ボランティアセンターの機能強化を図る。
- (3) 地域福祉活動推進事業による助成事業の実施（社会福祉振興基金事業）  
市町村社協が実施するボランティア養成講座や登録ボランティアをコーディネートする事業等に係る経費の一部を助成する。
- (4) 運営委員会の開催（2月）

### □実施計画 3 福祉教育の推進

地域共生社会の実現に向けた福祉教育を推進するため、本県における福祉教育の効果的な実践方法について検討を行う。また、市町村における高齢者や障がい者などの当事者と福祉・学校関係者、ボランティア等の協働による、福祉教育プログラムを展開するためのプラットフォーム（多様な関係者が集い協働する場）づくりを支援する。

\* 福祉教育プラットフォームの設置社協数

令和8年度目標 5社協

- (1) 福祉教育推進員の養成  
市町村社協職員や福祉関係者、教育関係者等に全社協が実施する「全国福祉教育推進員研修」等の受講を奨励し、受講後は、「福祉教育推進員」として当該市町村で活動できるよう支援する。
- (2) 福祉教育関係機関・団体によるプラットフォームの構築  
ア プラットフォーム会議の開催（新）
  - (ア) 時 期 10月
  - (イ) 内 容 福祉教育の関係者によるプラットフォームを構築するとともに、体験を交えたサービスラーニングの手法等による福祉教育の効果的な推進方策を研究・協議する。
- (3) サービスラーニングによる福祉教育の実践研究（社会福祉振興基金事業）  
市町村社協が実施する福祉講座や体験学習等の福祉教育を推進するための事業に係る経費の一部を助成する。

### □実施計画 4 県市町村ボランティア連絡協議会の運営支援

個人ボランティアやボランティアグループ間の連携を深め、ボランティア活動の促進を図るため、県及び市町村ボランティア連絡協議会の活動を支援する。

- (1) 県市町村ボランティア連絡協議会活動の運営支援  
県ボランティア連絡協議会の運営を支援し、市町村ボランティア連絡協議会間の連携や情報交換等を促進する。
- (2) 市町村ボランティア連絡協議会との協働事業（社会福祉振興基金事業）  
市町村社協がボランティア連絡協議会と協働して実施する『第17回 火の国ボランティアフェスティバル「復興10年くまもと」上益城・熊本市大会』に係る経費の一部を助成する。また、火の国ボランティアフェスティバル実行委員会等に職員を派遣し、開催を支援する。

## 推進項目 4 地域の支え合い、助け合いの仕組みづくりの支援

### □実施計画 1 生活支援コーディネーターの養成及び活動支援

地域支援事業において、多様な生活支援サービスの開発や体制づくりを行う生活支援コーディネーター及び事業担当職員を養成するとともに、その活動を支援する。

#### (1) 生活支援コーディネーターの養成及び活動支援

##### ア 生活支援コーディネーター養成研修の開催

- (ア) 時期 8月
- (イ) 場所 熊本市
- (ウ) 対象 社協や地域包括支援センター等に配置された生活支援コーディネーター（候補者含む）、行政職員等
- (エ) 内容 生活支援コーディネーターに求められる機能や実践について知識と理解を深め、生活支援サービスの体制整備や充実に向けた知識・技術等の向上を図る。

##### イ 生活支援コーディネーター連絡会議の開催

- (ア) 時期 10～12月（年4回程度）
- (イ) 場所 熊本市他
- (ウ) 内容 生活支援サービスの体制整備とサービス内容の充実に向けて、他地域の取組みや先進事例等の情報共有を通して、課題解決に向けた方策を協議するとともに、活動圏域を超えた生活支援コーディネーター同士のネットワーク構築を図る。

### □実施計画 2 地域共生社会の推進

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の世代や属性にとらわれず、誰もが支え合い、社会参加できる地域づくりを目指し、市町村における包括的な支援体制の構築を支援する。

#### \* 地域の担い手養成数（累計）

令和7年度見込 1,260人⇒令和8年度目標 1,400人

#### \* 地域福祉を推進するコーディネーターの人材育成（累計）

令和7年度見込 1,020人⇒令和8年度目標 1,200人

#### (1) 地域福祉活動推進事業による助成事業の実施（社会福祉振興基金事業）

##### ア 時期 通年

- イ 内容 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」のために、市町村社協が取り組む事業に対して助成を行い、住民主体の地域福祉活動の促進を図る。

#### (2) 地域のつながり向上研修の開催

地域コミュニティにおける住民主体の地域福祉活動を支援するため、活動の中心となるリーダーを養成する。

##### ア 時期 9月～2月（6か所程度）

##### イ 場所 各市町村

- ウ 対象 自治会長や民生委員・児童委員などの地域コミュニティにおける地域福祉活動のリーダー等

エ 内容 地域福祉活動の事例や各種制度の説明、地域課題について検討を行う等の実践的な研修を実施し、住民主体による地域福祉活動を推進する。

(3) 地域共生社会推進人材養成研修会の開催

地域における複合化・複雑化した生活課題に的確に対応するため、各制度の相談支援機関の職員等を対象に、多機関協働による課題解決や包括的な支援体制の構築に向けて必要な知識の習得とスキルの向上を図る。

ア 時期 10月

イ 場所 熊本市

ウ 対象 地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、市町村社協・社会福祉法人の職員等

エ 内容 複合化・複雑化した課題への対応、また、福祉分野の横断的な連携を図り、地域共生社会を推進するためのスキル向上を図る。

(4) 地域福祉活動実践アドバイザー派遣事業の実施

県内外で先進的な取り組みを行っている社協の職員等を他の市町村社協に派遣し、社協活動の活性化と県内全域への活動の普及を図る。

ア 時期 通年

イ 対象 地域福祉活動に取り組む市町村社協

ウ 内容 小地域ネットワーク活動及び生活支援サービスの実施や住民主体の地域福祉活動の推進、地域福祉活動計画の策定など、地域福祉活動に効果を上げている県内外の社協職員及び学識経験者等を派遣し、活動の活性化を図る。

(5) 市町村社協が実施する研修会等への本会職員の派遣

市町村社協が住民向けに実施する研修会や各種講座に本会職員を派遣し、市町村社協が取り組む地域福祉活動の担い手養成を支援する。

## 推進項目 5 地域福祉を推進する団体等への支援

### □実施計画 1 社会福祉振興基金事業

地域共生社会の実現に向け、住民主体による新たなサービスの開発や地域の支え合いの仕組みづくりが促進される助成事業となるよう、必要に応じて見直しを行う。

(1) 運営委員会の開催（10月）

(2) 活動を支援するための効果的な助成事業の実施

住民主体による新たなサービスの開発や地域支え合いの仕組みづくり、地域で生活課題を抱える人々の孤立を防止する仕組みづくりなど、地域福祉活動の促進を図りながら、基金の趣旨に沿った事業を推進する。

【助成事業】

ア 市町村社協活動推進事業（新）

(ア) 地域福祉活動推進事業

(イ) 広域的活動推進事業

(ウ) 市町村ボランティア連絡協議会との協働事業

イ 民間福祉団体活動推進事業

ウ 各種大会開催への助成

エ 小規模団体活動支援事業

(3) 団体の取組状況の把握と情報の発信

助成先の現地調査等を行い、他団体の活動の参考となるよう、助成事業の成果をホームページやSNS等で広報する。

ア 時期 通年

イ 対象 民間福祉団体活動推進事業の助成事業者5か所

## □実施計画 2 住民参加型在宅福祉サービスの活動支援

地域における生活支援を目的とした住民主体の地域福祉活動を支援するため、住民参加型在宅福祉サービス実施団体の実態把握を行うとともに、情報共有のための場づくりを行う。また、地域の子育て支援や新たな生活支援サービスの発掘など、各種サービスの普及促進を図る。

### (1) 住民参加型在宅福祉サービス実施団体の状況把握

ア 全国連絡会幹事会（6月・9月・12月・2月）

イ 支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム（10月）

ウ 住民参加型在宅福祉サービス実施団体名簿の更新と連絡調整

### (2) 繋がりづくりや情報共有のための連絡会等の実施（新）

ア 住民参加型在宅福祉サービス団体情報共有会議の開催

(ア) 時 期 10月

(イ) 場 所 熊本市

(ウ) 内 容 住民参加型在宅福祉サービス実施団体の情報共有

## ●基本方針 第2 安全・安心のための包括的な相談支援体制の強化

### 推進項目 1 生活困窮者等の自立支援の推進

#### □実施計画 1 生活困窮者自立相談支援事業の推進

生活困窮者及び当該世帯が抱える多様で複合的な生活課題に応じて、必要な情報提供や助言を行うとともに、居住、就労、家計等の支援を一体的に提供する。

また、相談者の自立に向けた支援プランに基づいた包括的な支援により、生活困窮者の自立促進を図る。

- (1) 31町村社協に総合相談窓口を設置し、相談支援員・就労支援員を配置
- (2) 県内の各圏域に自立相談支援窓口を設置し、主任相談支援員を配置
  - ①玉名郡（和水町社協）、②菊池郡（大津町社協、菊陽町社協）、
  - ③阿蘇郡（高森町社協）、④上益城郡及び下益城郡（益城町社協）、
  - ⑤八代郡及び芦北郡（芦北町社協）、⑥球磨郡（あさぎり町社協）、
  - ⑦全町村及び天草郡（県社協）
- (3) 居住支援事業を実施する事業所に自立相談支援員を配置
- (4) 会議・研修会の開催
  - ア 支援調整会議の開催
    - (ア) 時期 通年
    - (イ) 場所 各県福祉事務所等
    - (ウ) 内容 支援プランの内容が適切なものであるかの確認及び支援プランに基づく支援についての関係機関との調整
  - イ 自立相談支援員研修会の開催
    - (ア) 時期 5月
    - (イ) 場所 熊本市
    - (ウ) 内容 相談支援における援助技術や関係機関・団体との連携方法等についての理解促進
  - ウ 担当者連絡会議の開催
    - (ア) 時期 9月
    - (イ) 場所 熊本市またはオンライン形式
    - (ウ) 内容 事業実施上の課題検討、情報交換等
  - エ 主任相談支援員情報交換会の開催
    - (ア) 時期 6月・9月
    - (イ) 場所 熊本市またはオンライン形式
    - (ウ) 内容 事業実施上の課題検討、情報交換等
  - オ 関係機関・団体情報共有会議の開催
    - (ア) 時期 6月
    - (イ) 場所 熊本市
    - (ウ) 内容 連携強化のための情報共有・課題検討等
  - カ 相談支援員初任者研修会の開催
    - (ア) 時期 5月
    - (イ) 場所 熊本市
    - (ウ) 内容 相談対応、支援の基本、制度の概要等
  - キ 相談支援員・就労支援員合同研修会の開催
    - (ア) 時期 9月
    - (イ) 場所 熊本市
    - (ウ) 内容 スキルアップのための実践的研修

ク 主任相談支援員研修会の開催

- (ア) 時期 11月
- (イ) 場所 熊本市
- (ウ) 内容 スキルアップのための実践的研修

ケ 主任相談支援員、相談支援員・就労支援員合同研修会の開催  
(地域共生社会推進人材養成研修会と同時開催)

- (ア) 時期 10月
- (イ) 場所 熊本市
- (ウ) 内容 スキルアップのための実践的研修

(5) 民生委員・児童委員及び関係機関との連携強化

民生委員・児童委員を対象とした研修会等において、生活困窮者自立支援制度の事業説明を行い、制度に対する理解を促進することで「総合相談窓口」への相談者のつなぎを強化する。また、県担当課との連携により、各県福祉事務所や町村行政の生活保護担当課等への事業周知を図る。

(6) 広報啓発

チラシ等の作成・配布や広報誌への記事掲載、関係者への事業説明等を通して、広報啓発を図る。

**□実施計画 2 生活福祉資金貸付事業の推進**

(1) 各種資金の貸付け

本会を実施主体に市町村社協が相談及び受付窓口となり、必要な相談支援と資金の貸付けを行い低所得世帯等の自立支援を図る。

ア 各種資金の貸付けの実施

- (ア) 生活福祉資金  
総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

- (イ) 臨時特例つなぎ資金

イ 対象世帯等への相談支援の強化

- (ア) 対象世帯等への相談支援の強化

市町村社協や民生委員との協働のもと、対象世帯等の生活状況に応じた相談支援に努める。

- (イ) 生活福祉資金相談体制整備事業の実施

市町村社協が借入れから償還までの相談支援を継続して行うための体制整備を実施する。

ウ 不正な借入れへの対策強化

- (ア) 不正な借入れの防止対策の強化

本資金の目的外使用を防ぐため、業者への直接送金や市町村社協や民生委員による用途確認を徹底する。分割交付する資金については、市町村社協による借受世帯の状況確認を徹底し、不正な借入れを防止する。

- (イ) 暴力団員等排除の推進

県警察への該当者情報の照会や新聞等による独自の情報をリスト化し管理することで暴力団員等による借入れを排除する。

エ 貸付審査等運営委員会の開催 (6月・9月・12月・3月)

(2) 広報啓発

ア ホームページやSNS、リーフレット等の活用による周知

ホームページやSNS、リーフレットを活用し、本制度について、県民や関係機関等へ周知することで、制度の理解と利用促進を図る。

また、市町村社協に対し、最新情報を周知することで、貸付事業の理解促進と連携強化を図る。

イ 民生委員への周知

県民生委員大学講座や県民児協生活福祉委員会、市町村民児協の定例会等に職員を派遣し、本制度の説明や貸付事例を紹介することで支援のあり方等について理解を深める。

(3) 生活困窮者自立相談支援機関等との連携の推進

本制度は生活困窮者自立支援制度の重要な施策の一つであることから、本制度や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等の相互理解を深め、効果的な支援を行う体制づくりを推進する。

ア 自立相談支援機関等への本制度の周知

イ 自立相談支援機関支援調整会議等への参画

(4) 滞納債権の償還促進

ア 借受世帯への相談支援の強化

(ア) 初期段階の滞納に対する償還指導の実施

市町村社協や民生委員の協力を得て、初期滞納世帯の滞納の解消や自立支援を促進する。

(イ) 償還指導の実施（年間5か所程度）

市町村社協や民生委員の協力を得て、滞納の解消や借受世帯の自立支援を促進する。

(ウ) 償還困難債権に対する償還免除の実施

償還困難債権については、十分審査し償還免除を実施する。

(エ) 不動産担保型生活資金の借受世帯の状況把握

貸付金送金時の通知や貸付期間中の3年毎に実施する再評価、貸付限度額到達時の連絡等の機会を利用して、借受世帯の生活状況を把握する。  
また、相続放棄された不動産について、弁護士又は司法書士と連携して競売手続きを進める。

イ 転居先不明者の追跡調査（住民票調査の実施）

転居先不明者（熊本地震、令和2年7月豪雨を含む）の住民票調査を実施し、住所の特定に努める。

ウ 滞納世帯等への定期的な督促状の発行

滞納世帯等に対し定期的に督促状を発行することで償還を促進する。

(5) 適正な債権管理の実施

ア 生活福祉資金業務システムによる債権管理

(ア) システムを活用し借入希望世帯の他都道府県での貸付けの照会や、県外に転出した借受世帯等の情報共有を他都道府県社協と図るとともに、適正な債権管理に努める。

(イ) システムを設置した市町村社協と借入希望者や借受世帯等の情報を共有するとともに、事務の効率化を図る。

(ウ) 償還月報等の関係書類を発行し、市町村社協や民生委員と情報を共有し債権の適切な管理に努める。

- イ 口座振替による償還の促進
  - 借受世帯の利便性の向上、償還促進及び事務の効率化を図るため、口座振替による償還を促進する。
- (6) 市町村社協生活福祉資金貸付事業担当職員等研修会等の開催
  - ア 担当職員等事務説明会
    - (ア) 時 期 5月
    - (イ) 場 所 熊本市
    - (ウ) 内 容 制度の概要、各資金の概要及び取扱いについて
  - イ 自立相談支援員研修会（再掲）
    - (ア) 時 期 5月
    - (イ) 場 所 熊本市
    - (ウ) 内 容 相談援助について
  - ウ 担当職員等研修会
    - (ア) 時 期 12月
    - (イ) 場 所 熊本市
    - (ウ) 内 容 生活困窮者等への貸付制度の利用による自立の支援
- (7) 他団体研修会・会議への参加
  - ア 全社協主催
    - (ア) 都道府県社協生活福祉資金担当部・課所長会議
    - (イ) 生活福祉資金業務システム操作説明会
    - (ウ) 全国生活福祉資金貸付事業担当職員研修会
    - (エ) 全国生活福祉資金貸付事業運営協議会
    - (オ) 生活福祉資金貸付事業オンライン情報交換会
  - イ 九州ブロック生活福祉資金担当職員研究会議

### □実施計画 3 コロナ特例貸付借受世帯等へのフォローアップ支援の推進

- (1) コロナ特例貸付借受世帯へのフォローアップ支援の推進
  - ア 本会及び市町村社協による償還支援の実施
    - (ア) 償還に困難を抱える世帯及び滞納世帯への償還支援
      - 本会や市町村社協によるアウトリーチの償還支援を実施する。
      - 特に、未応答の借受世帯に対して訪問による償還支援体制を構築することで、償還支援の充実を図る。
      - また、厚生労働省が示した要件に基づき、償還免除や償還猶予の実施、適切な相談支援機関へのつなぎを実施する。
    - (イ) コロナ特例貸付相談センターの設置
      - コロナ特例貸付相談センターを設置し、償還免除・償還猶予・少額償還等に関する問合せをはじめ、申請手続きや審査等を迅速かつ適正に実施する。
  - イ フォローアップ支援を実施する市町村社協との連携の推進
    - (ア) 説明会・研修会の開催
      - a 自立相談支援事業相談支援員研修会（再掲） 5月
      - b フォローアップ支援に関する説明会 7月
      - c 借受人情報共有システム「福祉フォロークラウド」操作説明会 8月
      - d 生活福祉資金担当職員等研修会（再掲） 12月

- (イ) 市町村社協個別訪問（年間5か所程度）  
借受人へのフォローアップ支援を実施する市町村社協を訪問し、各社協の取組みと課題等の共有を行う。
- (ウ) 借受人情報共有システム「福祉フォロークラウド」の運用  
借受人情報共有システムを活用し、借受人情報や支援状況の共有を市町村社協と行う。
- ウ 生活困窮者自立相談支援機関等との連携の推進  
借受世帯や償還免除となった世帯の中には複合的な生活課題を抱えた世帯も多いことから、自立相談支援機関や福祉事務所、民生委員やNPOなどと連携した支援を実施する。
- (ア) 自立相談支援機関へのコロナ特例貸付借受人情報の提供（偶数月）
- (イ) 借受世帯や償還免除となった世帯への相談窓口の周知
- (2) コロナ特例貸付の適正な債権管理の実施
  - ア 定期的な償還残額の通知、督促状の発行
  - イ 滞納世帯の訪問調査の実施
  - ウ 転居先不明者の追跡調査（住民票調査）の実施
  - エ 口座振替による償還の促進

#### □実施計画 4 ひとり親家庭や児童養護施設退所者等への自立支援

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施
  - ア ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付け  
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親や、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に貸付けを行い、家庭の自立を促進する。
  - (ア) 入学準備金・就職準備金
  - (イ) 住宅支援資金
  - イ 広報啓発  
福祉事務所に啓発用チラシ等を配布し対象者への周知を依頼するとともに、ホームページで事業の周知を図る。
  - ウ 関係機関・団体等との連携  
福祉事務所や県ひとり親家庭福祉協議会と連携し、ひとり親家庭の親の自立支援に取り組む。
- (2) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施
  - ア 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付け  
児童養護施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面している者に貸付けを行い、安定した生活基盤の確保と社会的自立を支援する。
  - (ア) 生活支援費・家賃支援費
  - (イ) 資格取得支援費
  - イ 広報啓発  
児童養護施設等や児童相談所に啓発用チラシを配布し対象者への周知を依頼するとともに、ホームページで事業の周知を図る。
  - ウ 関係機関・団体等との連携  
児童養護施設等や児童相談所と連携し、児童養護施設退所者等の自立支援に取り組む。

## 推進項目 2 認知症や障がい等がある方の権利擁護の推進

### □実施計画 1 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

#### (1) 対象者への利用促進のための事業啓発

リーフレットやホームページを活用し、関係機関・団体をはじめ、県民に本事業を周知することにより利用促進を図る。また、各種研修会等で事業説明を行い積極的に本事業のPRを行う。

ア リーフレットの活用・配布

イ ホームページの活用

ウ 市町村行政や市町村社協の広報誌への記事掲載依頼

エ 関係機関・団体等が実施する研修会等における事業説明

(ア) 時期 通年

(イ) 対象 民生委員・児童委員や当事者を支援する団体、地域の高齢者・障がい者サロン、当事者の家族会、専門職団体、福祉関係職員等

#### (2) 市町村社協への個別訪問等による業務推進のための後方支援

各市町村社協における事業の実施状況(関係書類の管理状況・利用者への支援状況等)を把握し、サービスの均質化と適正な運営を図るため、個別訪問を実施する。

また、利用ケースの少ない市町村社協に対しては、本事業の重要性について理解を求め、潜在的利用者の発掘を推進する。

ア 市町村社協への個別訪問の強化

(ア) 時期 通年

(イ) 訪問数 22か所(支所含む17市町村)

(ウ) 内容 市町村社協における本事業の実施状況を把握し適切な運営のために必要な助言を行うとともに、今後の課題について協議する。

イ 相談員の配置

本会に相談員を配置し、市町村社協等からの問合せや相談等に対する支援を行う。

ウ アウトリーチによる支援

困難ケースへの対応のために、必要に応じて市町村社協が開催する会議等へ出席するとともに、利用者宅への同行訪問などのアウトリーチ支援を行う。

エ 利用料等に関する実態調査の実施

県内市町村社協による利用料の徴収状況や独自預かりサービス実施の有無などの実態を把握し、フィードバックすることにより、市町村社協における業務推進の後方支援を行う。

(ア) 時期 4月

(イ) 対象 市町村社協

オ 関係機関・団体への訪問

関係機関や団体等による研修や会議等へ出席し、潜在的利用者の発掘を推進する。

\* 関係機関・団体への訪問件数(累計)

令和7年度見込 9か所⇒令和8年度目標 11か所

(3) 事業担当職員・生活支援員への専門研修等の開催

市町村社協の生活支援員及び事業担当職員の専門性と資質向上を図るため、研修会を開催する。

また、市民後見人養成講座の受講者や住民参加型在宅福祉サービスのサポーター等に働きかけを行うなど、生活支援員の確保に努める。

ア 生活支援員等研修会の開催

(ア) 時 期 7月

(イ) 場 所 熊本市

(ウ) 対 象 市町村社協の生活支援員、事業担当職員

(エ) 内 容 利用者への支援を行う際に必要となる相談援助技術などのスキル向上を図る。

イ 事業担当職員研修会の開催

(ア) 時 期 8月

(イ) 場 所 熊本市

(ウ) 対 象 市町村社協の事業担当職員

(エ) 内 容 法律の改正により制度が見直される新たな事業とともに見直しが進む成年後見制度について、学識者等を招き今後のサービス提供にかかる動向等を学び、サービスの在り方などを理解する。

(4) 契約締結審査会の開催

本事業の契約締結時や再評価時に、利用者の判断能力等に疑義がある場合は、専門的な見地から審査を行う契約締結審査会を開催する。(偶数月)

(5) 財源の確保

増加している困難ケースへの対応並びに利用者の権利擁護支援の体制強化を推進するために、市町村社協への委託費など必要な財源の確保に努める。

(6) 福祉サービス利用援助事業改正への対応(新)

福祉サービス利用援助事業を発展・強化し、従来の日常生活支援に加え、入院・入所支援、死後事務支援を行う「新たな事業」を規定する社会福祉法の改正に向け、情報の収集と関係機関等との共有に努めるとともに、円滑に事業を実施するため検討を進める。

## □実施計画 2 成年後見制度の適切な利用の推進

(1) 法人後見受任体制整備事業の実施

市町村社協が地域における成年後見制度の普及啓発や相談対応等の役割を担い、日常生活自立支援事業からの円滑な移行と継続的支援が行えるよう、受任体制整備を支援する。

\* 法人後見実施社協数(累計)

令和7年度見込 29社協(内、10社協は人吉・球磨圏域での共同運営・実施)⇒令和8年度目標 31社協

ア 地域福祉活動推進事業による助成事業の実施(社会福祉振興基金事業)

市町村社協における成年後見センター等の立上げや体制整備に必要な費用の一部を助成する。また、必要な情報提供なども行う。

イ 法人後見事業等実施状況調査の実施

法人後見の受任状況や体制等の実態を把握することにより、今後の体制整備の支援に資するとともに、県内の法人後見業務の推進を図る。

(ア) 時 期 4月

(イ) 対 象 市町村社協

(2) 法人後見従事者・市民後見人への養成研修会の開催

成年後見制度への円滑な移行に向け、行政・関係機関との連携強化と普及啓発を行うとともに、法人後見事業担当職員及び市民後見人等を対象とした養成研修を実施する。

\* 法人後見従事者・市民後見人養成研修会（専門編）修了者数（累計）

令和7年度実績 123人⇒令和8年度目標 131人

ア 成年後見制度利用促進研修会の開催

(ア) 時 期 1月

(イ) 場 所 熊本市

(ウ) 対 象 市町村行政、社協及び地域包括支援センターの職員、社会福祉施設職員、精神科病院職員等

(エ) 内 容 行政・社協をはじめ関係機関・団体が協働して継続的な支援が可能となるよう成年後見制度の内容や適切な活用方法について理解を深める。

イ 法人後見従事者養成研修会（基礎編）の開催

(ア) 時 期 10月（全3日間）（令和9年度から隔年開催）

(イ) 場 所 熊本市

(ウ) 対 象 法人後見事業を実施している又は実施を検討している市町村社協もしくは市町村の職員等

ウ 市民後見人等への意思決定支援研修会の開催

(ア) 時 期 11月

(イ) 場 所 熊本市

(ウ) 対 象 市民後見人、法人後見従事者、親族後見人、市町村職員、包括支援センター、中核機関職員等

エ 法人後見従事者・市民後見人養成研修会（専門編）の開催

(ア) 時 期 11月～12月（全3日間）

(イ) 場 所 熊本市

(ウ) 対 象 法人後見事業を実施している又は実施を検討している市町村社協の職員等

**推進項目 3 福祉サービス利用者等の支援**

**□実施計画 1 運営適正化委員会の機能及び事務局体制の強化**

(1) 事業啓発と利用の促進

市町村や市町村社協、社会福祉法人等の広報媒体を活用し、苦情解決や体制整備に関する周知を図るとともに、苦情解決ポスター・チラシ、苦情解決の手引きの配布や利用者・家族会・福祉関係者等への説明会、ホームページ等により事業の啓発に努める。

- (2) 福祉サービス提供事業所への巡回訪問並びに苦情解決状況調査の実施  
 事業所への巡回訪問による体制整備の支援やアンケート調査・結果のフィードバックを行うとともに、社会福祉事業の経営者や第三者委員等を対象とした研修会を開催し、苦情解決体制の強化を図る。
- \* 事業所等への巡回訪問件数（累計）  
 令和7年度見込 68か所⇒令和8年度目標 83か所
- ア 福祉サービス苦情解決体制整備状況把握のための事業所巡回訪問
- (ア) 時期 通年  
 (イ) 訪問数 15か所
- イ 苦情解決状況調査
- (ア) 時期 7月  
 (イ) 対象 各社会福祉施設・事業所及び各市町村社協等  
 (ウ) 内容 福祉サービス提供施設・事業所における苦情解決に対する取組状況の把握並びに実際の苦情対応の状況等を把握するとともに、その内容を取りまとめ、施設・事業所の適正な苦情解決の推進を支援する。
- ウ 福祉サービス苦情解決研修会の開催
- (ア) 時期 11月  
 (イ) 対象 社会福祉施設・事業所及び市町村社協の役職員・第三者委員等  
 (ウ) 内容 事業所等における苦情解決事業の仕組みを理解し、福祉サービスの質の向上を図るとともに、苦情解決に携わる第三者委員の役割（事業所や利用者等との関りなど）等について認識を深める。
- (3) 運営監視部会による福祉サービス利用援助事業の現地調査の実施  
 市町村社協が行う福祉サービス利用援助事業が適正に実施されるよう、本委員会の運営監視部会において現地調査を実施し、必要に応じて助言・勧告を行い、改善を促す。
- また、第三者機関として設置されている運営適正化委員会（運営監視部会、苦情解決部会）を定期的に開催する。
- ア 福祉サービス利用援助事業実施市町村社協現地調査
- (ア) 時期 通年  
 (イ) 調査数 7社協
- イ 運営適正化委員会委員選考委員会（7月）  
 ウ 運営適正化委員会（運営監視部会、苦情解決部会）（奇数月）
- (4) 事務局体制の強化  
 複雑で多様化する福祉サービス利用者の権利擁護を図るためには、専門性を備えた相談員を複数人配置することが求められるため、国庫補助基準額を満たせるよう県に必要な財源確保を働きかける。

## ●基本方針 第3 良質な福祉サービス提供のための基盤整備

### 推進項目 1 福祉人材の確保と定着

#### □実施計画 1 福祉人材無料職業紹介事業の充実・強化

福祉人材の無料職業紹介所である福祉人材・研修センター(以下「人材センター」という。)の認知度向上に向け、広報活動をさらに強化し、新たな求職者を確保するとともに、求職者と事業所のマッチング強化を図る。

また、福祉分野の求人・求職専用サイトである「福祉のお仕事」の周知を図ることで、積極的な利活用につなげる。

\* 求職登録者の就職率

令和7年度見込 9.1%⇒令和8年度目標 15.0%

\* 求職登録者への紹介率

令和7年度見込 7.2%⇒令和8年度目標 17.7%

#### (1) 福祉人材無料職業紹介事業実施の強化

各事業所の求人ニーズに対応するため、ハローワークや福祉人材養成校等、関係機関・団体との連携並びに求職者からの相談に細やかな対応を行うなど、相談体制の強化を図る。

さらに、人材センターが実施する各種事業の情報を、SNS等を用いて積極的に発信し、幅広い世代に向けて効果的な周知を展開する。

ア 時期 平日(月曜～金曜)午前9時～午後5時

窓口での相談対応に加え、LINE相談やショートメールでの相談にも対応する。

また、LINE登録者には、各種事業の案内を発信し、幅広い世代へ向け積極的に情報提供を行う。

イ 対象 福祉職場への就職を目指す求職者、事業所等

#### (2) 福祉人材情報システム(クールシステム)の適切な管理・運用

ア インターネットによる求人・求職登録の促進と活用

イ メール配信機能を活用した求人事業所、各種資格届出者等への情報提供

ウ 求人情報誌の発行(毎月)

関係機関、求職者に郵送等により情報提供を行い、早期の紹介と就職に向けて支援する。

#### (3) 福祉の就職総合フェアの開催

ア 時期 7月

イ 場所 熊本市

#### (4) 福祉人材養成校・関係機関等との連絡会議の開催

ア 時期 7月

イ 場所 熊本市

#### (5) 運営委員会の開催

ア 時期 10月・3月

イ 場所 熊本市

#### (6) 紹介就職者の定着・離職に関する動向調査の実施

人材センターの紹介により就職した方を対象に、就職から6か月経過後の定着・離職等に関する動向を調査し、その結果を「人材サービス総合サイト」に掲載する。

## □実施計画 2 福祉分野への参入促進と定着、効果的な就労支援の推進

### (1) 福祉人材参入促進事業の充実・強化

#### ア 福祉職の魅力発信出前講座の実施

小学生以上の児童や学生を対象に、福祉・介護の仕事の理解とイメージアップ、さらには福祉分野への進学・就職といった将来の進路選択につながるよう、身近な福祉施設で働く職員による講話や、高齢者疑似体験等の出前講座を実施する

#### イ 職場体験の実施

小学生以上の児童や学生、福祉の仕事に関心がある一般の求職者等を対象に、福祉職への理解促進や、就業適性の判断につなげるため、職場体験の機会を提供し、就業と定着の促進を図る。

#### ウ 介護の仕事入門セミナー、基礎講座の開催

福祉の仕事や介護業務に関心のある学生や中高年者など幅広い世代の方を対象に、福祉の仕事や介護の基礎について学ぶ機会を提供し、福祉分野への参入を促進する。

##### (7) 福祉の就活スタートアップセミナー（入門セミナー）

a 時期 7月・8月

b 場所 熊本市

##### (1) 介護の仕事「基礎講座」

a 時期 10月・12月

b 場所 熊本市

#### エ 広告、啓発活動の実施（福祉職のイメージアップ及び事業の周知）

関係機関・団体、福祉人材養成校、高等学校をはじめ、セミナーの参加者等に本会事業周知用のリーフレットや資格取得のためのガイドブック等を配布し、当人材センターの認知度向上を図る。

##### (7) 啓発用リーフレット・ポスター等の配布

##### (1) 福祉の仕事アクセスガイド等の配布

##### (ウ) LINE公式アカウントを活用したイベント情報の配信

##### (エ) SNSを活用した広報・情報発信

##### (オ) 各種講座等での事業案内

a 福祉関係資格取得講座受講生への人材センター事業案内

b 自衛隊退職予定者向け講座での人材センター事業案内

### (2) 福祉人材マッチング機能強化事業の推進

#### ア キャリア支援専門員の配置

求職者等に対し就業相談や求人情報等の提供を行い、就業及び職場定着を支援するためキャリア支援専門員を配置する。

#### イ 商業施設での出張相談と事業所への個別支援

##### (7) 出張相談の実施

人材センターの認知度向上を図るとともに、求職者等への相談支援体制を強化するため、商業施設での出張相談を実施する。

a 時期、場所 毎月1回 2か所の商業施設

b 対象 福祉・介護職等への就職を希望する方など

##### (1) 事業所への個別訪問の実施

雇用状況や人材確保の課題等を把握するとともに、人材センターの取組みを周知し、求職者とのマッチング強化を図る。

ウ ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援  
県内全域のハローワークとの共催により、地域での就職面談会を開催し、マッチングの強化を図る。

また、関係機関・団体や市町村社協が実施するイベント等の事業において、福祉の仕事に関する相談コーナーを設置し、個別の相談に応じることで、福祉職への参入促進を図る。

(7) 地域での就職面談会（介護就職デイ） 11月

(イ) 関係機関・団体主催イベント出張相談 通年

エ 採用力向上セミナーの開催

採用力向上のための取組みや効果的な求人票の作成方法など、具体的な手法を学ぶことで、新たな人材確保と在職者の定着促進を図るためのセミナーを開催する。

a 時期 7月

b 場所 熊本市

c 対象 高齢・障がい等事業所の管理者及び採用担当者

(3) **ダイバーシティマネジメント推進事業の実施(新)**

多様な人材が働きやすい職場づくり(ダイバーシティマネジメント)を推進するため、無資格・短時間でも就労可能な介護補助業務の周知・啓発、及びマッチング等を実施する。

ア 広告、啓発活動の実施

(7) 求職者向け広報物等の作成・配布

(イ) フリーペーパー等への広告掲載

イ 事業所及び関係機関・団体等並びに求職者への事前説明

ウ 従事希望者の掘り起こし及び事業所とのマッチング

### □実施計画 3 保育士再就職支援事業の推進・強化

保育士コーディネーターを配置し、個別相談や就職ガイダンス、就職面談会の開催等により、潜在保育士等の再就職支援及び保育士不足の解消を図る。

(1) 保育士コーディネーターの配置

潜在保育士や求職者等の就業及び職場定着を支援するため、就業相談や求人情報等の提供を行う保育士コーディネーターを配置する。

ア 出張相談の実施

人材センターの認知度向上を図るとともに、求職者等への相談支援体制を強化するため、商業施設での出張相談を実施する。

a 時期、場所 毎月1回 2か所の商業施設

b 対象 保育士等への就職を希望する方など

イ 求人開拓のための保育所訪問（通年）

雇用状況や人材確保の課題等を把握するとともに、人材センターの取組みを周知し、求職者とのマッチング強化を図る。

ウ 関係機関との連携

養成校等と連携し、保育士確保に関する現状分析及び対応策の検討を行うことで、地域のネットワーク体制の構築を図る。

(2) 保育士登録とデータベースの更新・管理

潜在保育士のデータベースを適切に更新・管理するとともに、事業の周知を積極的に行い、再就職支援の強化を図る。

(3) 保育の就職ガイダンス及び就職面談会の開催

- ア 時期 9月・10月
- イ 場所 熊本市

(4) 広告、啓発活動の実施

相談対応や出張相談等を通じて人材センターの取組みを積極的に周知し、潜在保育士等の掘り起し及び再就職支援につながる広報活動を展開する。

- ア フリーペーパー等への広告掲載
- イ 啓発用チラシ等の配布
- ウ LINE公式アカウントを活用したイベント情報の配信
- エ SNSを活用した広報・情報発信

**□実施計画 4 介護福祉士修学資金等貸付事業及び保育士修学資金等貸付事業の実施**

各種資金の貸付事業を適正に運用するとともに制度の利用促進を図り、地域の福祉人材の育成・確保・定着に向けて取り組む。

\* 介護福祉士修学資金等貸付件数（累計）

令和7年度見込 2,193件⇒令和8年度目標 2,330件

\* 保育士修学資金等貸付件数（累計）

令和7年度見込 2,158件⇒令和8年度目標 2,390件

(1) 介護福祉士修学資金等貸付事業の実施

- ア 介護福祉士修学資金貸付
- イ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付
- ウ 離職した介護人材の再就職準備金貸付
- エ 社会福祉士修学資金貸付
- オ 福祉系高校修学資金貸付
- カ 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付
- キ 介護分野就職支援金貸付
- ク 障害福祉分野就職支援金貸付

(2) 保育士修学資金等貸付事業の実施

- ア 保育士修学資金貸付
- イ 保育補助者雇上費貸付
- ウ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
- エ 保育士就職準備金貸付

(3) 貸付審査会の開催

- ア 介護福祉士修学資金等審査委員会（7月・12月）
- イ 保育士修学資金貸付等審査委員会（7月）

(4) 関係機関等への周知拡大による制度利用促進

養成校やイベント等での周知に加え、ハローワークなどの関係機関等への周知拡大により、貸付制度の利用促進を図る。

(5) 離職者を含む資格保有者への就業支援体制の強化

各種修学資金貸付決定者及び借受人で離職した資格保有者に対し、福祉人材無料職業紹介事業や保育士・保育所支援センターの利用を案内するとともに離職に至った経緯や再就職に関する意向等について丁寧な聞き取りを行い、個々の状況に応じた就業支援につなげる。

## (6) 借受入対応の標準化と業務運営体制の整備（新）

借受入への対応のばらつきを防止し、公平かつ円滑な制度運営を図るため、管理業務マニュアルを策定する。あわせて、業務手順や対応内容の整理及び共有を行い、業務の効率化を推進するとともに、借受入が安心して制度を利用できる体制を整備する。

## □実施計画 5 県民間社会福祉事業従事者退職共済事業

### (1) 制度の周知、事業所訪問

制度の周知を行うとともに、福祉従事者の退職後の生活の安定と加入事業所における人材の確保、定着の一環として、本制度未加入法人を対象に加入の促進に努める。

#### \* 加入法人割合

令和7年度見込 38.2%⇒令和8年度目標 39.3% (265法人/674法人)

#### ア 制度の周知、個別訪問

新規加入を促進するため、ホームページや情報誌による制度紹介を行うとともに、未加入法人への加入案内チラシの配布や制度に関心を示した法人への個別訪問により、制度の周知を図る。

### (2) 運営委員会、事務説明会の開催

運営委員会や事務説明会を開催し、加入事業所や福祉従事者のニーズを把握し、制度の充実を図る。

#### ア 運営委員会の開催（8月）

#### イ 事務説明会の開催

(ア) 時期 12月

(イ) 場所 熊本市

(ウ) 対象者 加入事業主、事務担当者

### (3) 電子届出システムの適正管理と安定運用

関係書類の電子届出システムについて、個人情報保護及び情報セキュリティの確保を徹底し、加入事業所が安心して利用できる運用体制の維持・向上に努める。

### (4) 安全で効率的な資金運用

金融機関と連携し、安定的な制度運営を行う。また、適切な資産運用を行い、加入者の退職金原資を確保する。

#### ア 安定的な制度運営の推進

金融機関と連携のうえ、共済掛金の収納や給付金の支給等を適正に行うなど、安定的な制度の運営に努める。

#### イ 適切な資産運用

要支給額を確保し、退職者への確実な給付が行えるよう、財政状況や市場動向を注視しながら、安定的な資産運用を行う。

また、運用状況の変動等については、金融機関の助言を得ながら適正な対応に努めるとともに、各種研修会等への参加を通じて本会職員の運用知識の向上に努める。

## □実施計画 6 福利厚生事業の充実

### (1) 福利厚生センターへの加入促進

社会福祉施設職員の福利厚生の充実を図り、福祉人材の確保・定着につなげるため、魅力ある事業を企画・実施するとともに、広報や未加入事業所への個別訪問により加入促進を図る。

### (2) 魅力ある会員交流事業の充実

#### ア ニーズに沿った事業の企画

会員交流事業参加者や事業所の福利厚生担当者へアンケートを実施し、参加状況の分析等を行い、ニーズに沿った魅力ある事業の企画・実施に努める。

#### イ 福利厚生センター事業の実施

会員交流のための食事会や各種ツアーなど、魅力ある会員交流事業を展開する。

(ア) 人気ホテルやレストランでの食事会

(イ) 人気リゾート等での食事付宿泊

(ウ) 観劇ツアー・スポーツ観戦ツアー

(エ) 地元スポーツクラブ応援観戦チケット斡旋

(オ) 映画鑑賞チケット斡旋 等

## 推進項目 2 福祉人材の育成

### □実施計画 1 社会福祉従事者研修事業の充実・強化

#### (1) 社会福祉従事者研修事業の充実

##### ア 研修企画部会の開催 11月

研修会の内容等について、各種協議会の代表者や学識経験者などから意見を徴し、次年度の研修会の企画・運営に反映する。

##### イ ニーズに対応した研修の企画・検討

福祉職員としての経験年数や役職に応じた「生涯研修課程」と、対人援助サービスに必要な知識・技術を習得する「課題別研修」の内容の充実を図り、職員の資質向上を支援する。また、受講者アンケートの分析結果や研修企画部会の意向、他県社協等の取組みを踏まえ、研修内容の新設・見直しを行う。

\* 社会福祉従事者研修の受講充足率

令和7年度見込 81.0%⇒令和8年度目標 93.0%

##### (ア) ニーズに対応した研修の評価・検討

a 時期 11月～1月

b 方法 各研修を総合的に評価し、継続の要否を判断するとともに、継続実施する研修についてはプログラムの充実を図る。また、研修ニーズに対応した新たな研修プログラムを企画・実施する。

#### (2) 社会福祉従事者研修事業の実施

##### ア 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の開催

(ア) 初任者コース 40人×2日間×3回

(イ) 中堅職員コース 40人×2日間×2回

(ウ) チームリーダーコース 40人×2日間×2回

(エ) 管理職員コース 40人×2日間×1回【オンライン】

## イ 課題別研修(自主事業)の開催

(ア) リスクマネジメント研修会	40人×2日間×1回【オンライン】
(イ) CS(利用者満足度)向上研修会	40人×2日間×1回
(ウ) 福祉職場の災害対応力強化研修会	50人×2日間×1回
(エ) 組織マネジメント研修会	40人×2日間×1回【オンライン】
(オ) ファシリテーション研修会	40人×2日間×1回
(カ) アンガーマネジメント研修会	50人×1日間×1回
(キ) はじめよう！外国人スタッフとつくる福祉現場研修会	40人×1日間×1回
(ク) 初任者の伝える力向上研修会	40人×2日間×1回
(ケ) 今日から使える！はじめての生成AI研修会(新)	50人×1日間×1回
(コ) 福祉現場ティーチングコーチング研修会(新)	50人×2日間×1回
(サ) 職場リーダーの伝える力向上研修会	40人×2日間×1回
(シ) 福祉職員救急法研修会(基礎講習コース)	40人×1日間×1回
(ス) 深めよう！外国人スタッフと育てる福祉現場研修会(新)	40人×1日間×1回
(セ) 広報コミュニケーション研修会	40人×2日間×1回
(ソ) 福祉職場OJT推進研修会	40人×2日間×1回
(タ) チームビルディング研修会	40人×2日間×1回
(チ) スーパービジョン研修会	40人×2日間×1回
(ツ) 業務効率化研修会	40人×2日間×1回【オンライン】
(テ) 相談援助研修会	40人×2日間×1回
(ト) モチベーションアップ研修会	40人×2日間×1回
(ナ) 虐待防止研修会	50人×1日間×1回
(ニ) メンタルヘルス研修会	オンデマンド配信
(ヌ) カスタマーハラスメント防止研修会	オンデマンド配信
(ネ) 職場のハラスメント防止研修会	オンデマンド配信
(ノ) コンプライアンス研修会	オンデマンド配信

## (3) 教員免許特例法による介護等体験事業の実施

教職員を志す学生等の教員免許取得に必要な介護等体験について、学生と社会福祉施設との受入れ調整を行い、実務経験を習得することで、将来の教育現場において福祉・介護に対する理解の深化を促す。

### ア 介護等体験事業の受入調整及び実施

「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教員免許法の特例等に関する法律」に基づき介護等体験の受入事業所と学生との日程調整を行う。

(ア) 時期 6月～2月(原則として連続5日間の体験)

(イ) 対象 教員免許取得を目指す学生等

### イ 介護等体験実施大学参加学生への事前説明

(ア) 時期 5月～6月

### ウ 受入調整システムの導入(新)

介護等体験実施施設と体験学生との受入調整に係るシステムを導入・運用し、事務の効率化と大学側・施設側双方の負担軽減を図る。

## □実施計画 2 福田令寿人材育成基金事業

社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格取得を支援し、福祉に携わる専門職の育成を図る。このため、本事業による助成が継続できるよう、原資の適切な運用に努める。

### (1) 福祉人材育成のための資格取得助成事業の実施

社会福祉事業の職場で勤務しながら通信課程の一般養成施設や短期養成施設で学習する方に対し、費用の一部を助成することで、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格の取得を促進する。

なお、助成事業の周知に際しては、ホームページやSNS等を活用するとともに、市町村社協や社会福祉施設、関係機関等に募集チラシを配布する。

ア 助成額及び人数 1人当たり10万円×5名

## 推進項目 3 社会福祉法人と各種協議会への支援

### □実施計画 1 社会福祉法人の経営支援の強化

社会福祉法人等に対する経営支援を適切かつ迅速に実施するため、専門相談員による相談体制の充実を図る。また、来所相談のほか、緊急性や利便性を考慮し、電話、電子メール、ファクシミリ等による相談にも随時対応する。

#### (1) 専門相談員による毎月1回の定例専門相談日の開設

ア 労務 第1月曜日 社会保険労務士1名

イ 会計 第2火曜日 公認会計士1名

ウ 法律 第3木曜日 弁護士1名

#### (2) 緊急相談への対応

緊急を要する相談については、専門相談員が電話や訪問等により直接対応する。

#### (3) 社会福祉法人運営に関する一般相談への対応

全社協・全国経営協・県経営協と連携し、定款変更や諸規程の整備、公益的取組等を含む日々の法人運営における課題や疑問などの一般相談については、本会職員が対応する。

#### (4) 実用的・効果的な社会福祉法人向け研修会の実施

人事・労務管理、会計、法令等、法人運営全般にわたる知識の習得を目的とした研修会を実施し、社会福祉法人等の経営力向上を図る。また、専門相談員と連携し、時宜を得たテーマを設定することで、実効性の高い研修を行う。

##### ア 社会福祉法人労務研修会の実施

(7) 時期 11月

(1) 場所 熊本市

##### イ 社会福祉法人会計実務研修会の実施

(7) 役員向け研修

a 時期 7月

b 場所 熊本市

(1) 実務（基本・決算）研修

a 時期 2月

b 場所 熊本市

##### ウ 社会福祉法人法令研修会の実施

(7) 時期 9月

(1) 場所 熊本市

## □実施計画 2 社会福祉事業振興資金貸付事業

社会福祉法人の経営を財源面から支援するため、貸付事業を実施する。

### (1) 利用促進のための周知活動

各種協議会の総会時等におけるチラシ配布や、ホームページ、県社協ニュース等を活用した周知を行い、事業の利用促進を図る。

### (2) 運営委員会の開催

貸付にあたっては、必要に応じて運営委員会を開催する。

### (3) 貸付事業の実施

#### ア 1件あたりの貸付限度額

(ア) 整備資金 15,000千円以内（据置期間1年以内、償還期間10年以内）

(イ) 運営資金 2,000千円以内（償還期間2年以内）

#### イ 貸付利率

年度ごとに、年3.11%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として貸付利率を決定する。

（令和7年度：年利2.35%）

## □実施計画 3 社会福祉法人の公益的事業の支援

生計困難者レスキュー事業を実施する県経営協と協働し、生計困難者等への支援体制の充実を図る。また、社会福祉連携推進法人に関する情報の収集及び提供を行い、社会福祉法人による効率的かつ持続可能な福祉サービス提供体制の構築を支援する。

### (1) 生計困難者レスキュー事業の推進体制の構築

#### ア 事業の周知及び公的制度等との連携強化

担当職員を配置し、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度等の各種支援制度との連携を図りつつ、事業実施法人・施設からの相談に対応する。併せて、事業への理解促進を目的に、市町村社協等を対象とした説明会等を実施し、周知啓発活動に努める。

#### イ 事業実施を支える支援体制の強化

実施法人・施設に対し、事業の目的や運営方法への理解を深めるとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の専門性及び資質向上を目的とした研修会を開催し、支援体制の強化を図る。

(ア) CSW養成研修会 2回

### (2) 社会福祉連携推進法人に関する情報収集及び周知

本県及び他県における実働事例や効果的な取組事例を収集し、社会福祉法人の求めに応じて情報提供を行い、制度の周知を図る。

## □実施計画 4 各種協議会活動の運営支援と連携

各種協議会が主体的な運営と専門性を発揮した事業展開ができるよう、協議会の事務局として支援を行う。また、本会と各種協議会相互のなお一層の連携・協働による事業の強化を図る。

### (1) 各種協議会の事務局受託（9団体）

各種協議会12団体のうち、9団体の事務局を受託し、運営及び活動の支援を行う。

ア 事務局受託団体

- ① 県民生委員児童委員協議会、② 県老人福祉施設協議会、
- ③ 県社会就労センター協議会、④ 県保育協議会、
- ⑤ 県養護協議会、⑥ 県身体障害児者施設協議会、
- ⑦ 県社会福祉法人経営者協議会、⑧ 県市町村社会福祉協議会連合会、
- ⑨ 県知的障がい者施設協会

イ 自主運営団体

- ① 県福祉施設士会、② 県救護施設協議会、③ 県ホームヘルパー協議会

(2) 各種協議会会長会議の開催

ア 時 期 10月

イ 場 所 熊本市

ウ 内 容 各種協議会間の情報・意見の交換及び本会事業の説明、次年度事務委託費の確認など

推進項目 1 大規模災害に備えた体制整備

□実施計画 1 地域協働型による県災害ボランティアセンター運営体制の構築

大規模災害の発生に備え、被災地災害ボランティアセンターへの支援が迅速かつ効果的に行えるよう、平時から体制整備と関係機関との連携を深める。

(1) 県災害ボランティアセンター運営体制の強化

ア 災害ボランティアコーディネーターの配置 2名

(ア) 県・市町村社協・NPOとの連携

(イ) 災害ボランティア活動に関する情報収集と情報発信

(ウ) 災害発生時の状況把握、支援活動、専門的なアドバイス等

(エ) 災害発生時にボランティア活動等で使用する資機材の調整

イ 県災害ボランティアセンターマニュアルの改訂準備

本会の事業継続計画（BCP）や近年の災害支援の動向に即した活動が迅速に実施できるよう、県災害ボランティアセンターマニュアルの改訂を目的とした本会各課・所へヒアリングを実施するなど、部署横断的な意見を集約する。

(2) 県災害ボランティアセンター連絡会議の開催と協力団体との連携

県（健康福祉政策課）、県共同募金会、日本赤十字社熊本県支部、KVOAD、日本青年会議所熊本ブロック協議会、県建築士会、県建築士事務所協会、生活協同組合くまもと、特定非営利活動法人バルビー等の関係機関・団体との連絡会議を開催し、平時からの連携強化と災害時の初動体制や調整のあり方などについて協議し、支援ネットワークの構築を図る。

(3) 災害ボランティア活動に伴う資機材等の管理運用のための体制整備

大規模災害の発生に備え、本会と特定非営利活動法人バルビーが協同して災害ボランティア活動で使用する資機材等の管理運用を行い、発災時の迅速な提供・貸出を実施する。（熊本資機材ネットワーク事業）

また、市町村社協保有資機材の保管状況を把握し、一元管理と情報共有を図る。

(4) 県及び市町村災害ボランティアセンター設置訓練等の実施（新）

県内での発災を想定し、市町村災害ボランティアセンターの設置と併せて、県災害ボランティアセンターとしての後方支援に必要な職員の資質向上を図る。

ア 時期 10月

イ 場所 未定

ウ 内容 県及び市町村災害ボランティアセンター運営に必要な職員の資質向上を図るため、発災から当日運営までを想定した訓練を実施する。

(5) 事前登録制度の創設（新）

災害発生後、各災害ボランティアセンターの初動期に、より多くのボランティアへ迅速な情報発信を行い、ボランティア活動につながるよう、事前登録制度を創設し、支援体制を強化する。

## □実施計画 2 県災害ボランティアセンター運営体制の強化

発災時における支援体制の強化を図るため、本会と企業・団体との連携や協定の締結に取り組むとともに、市町村社協と行政や災害支援団体等との協定の促進を図る。

### (1) 県災害ボランティアセンター運営支援に関する支援機関・団体との協定の促進（新）

災害時における市町村災害ボランティアセンターの運営を支援するため、企業・団体等と人材（運営支援者）や物資（資機材や消耗品）等に関する連携促進や協定締結に取り組む。

また、市町村社協間や行政、青年会議所、ライオンズクラブ等との協定の締結を支援する。

### (2) 災害支援機関・団体との連携・情報共有会議への参画

本県の災害中間支援組織であるKVOADと連携し、「火の国会議」や「九州地区災害支援団体連絡会」を通じて、県内や九州域で活動する災害支援機関・団体等との情報共有や連携体制の構築を図る。

その他、災害支援機関・団体等が開催するセミナーや会議等に参画し、関係づくりや情報収集に努める。

## □実施計画 3 市町村災害ボランティアセンターの運営体制の強化

大規模災害が発生した際に、被災地の市町村社協が速やかに被災地災害ボランティアセンターを設置・運営できるよう、運営体制の強化を図る。

\* 災害ボランティアセンター設置・運営訓練実施市町村社協数（累計）

令和5年度から7年度実績45社協⇒令和8年度から10年度目標45社協

\* 災害ボランティアセンター運営に伴う協定を各地青年会議所と締結している市町村社協数（累計）

令和7年度見込 30社協⇒令和8年度目標 35社協

### (1) 市町村災害ボランティアセンターの運営者及び運営管理やマネジメントを担える人材の育成

ア 市町村災害ボランティアセンター設置・運営アドバイザー派遣事業の実施  
市町村社協の災害ボランティアセンター設置訓練や災害ボランティア養成講座等に経験豊富な社協職員をアドバイザーとして派遣し、社協職員や地域住民の人材養成を図る。

### (2) 市町村災害ボランティアセンター設置・運営に関する研修及び訓練の推進

ア 災害ボランティアセンターマネジメント研修会の開催

(ア) 時期 12月

(イ) 内容 大規模災害発生時に被災地災害ボランティアセンターを支援するため、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営支援、関係機関・団体との調整など、マネジメントに必要な知識・技術の習得を図る。

イ 市町村災害ボランティアセンター設置・運営研修会の開催

(ア) 時期 10月

(イ) 内容 発災時に災害ボランティアセンタースタッフとして、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するために必要な知識・技術の修得を図る。

ウ 市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議の開催

(7) 時期 10月

(4) 内容 市町村災害ボランティアセンター運営の効率化や体制強化を図るため、県域における運営体制の検証やICTの活用について検討を行う。

エ 市町村災害ボランティアセンター設置訓練事業への助成(社会福祉振興基金事業)

市町村社協が実施する災害ボランティアセンター設置訓練に伴う資機材の整備やマニュアルの作成、見直し等に係る経費の一部を助成する。

オ 災害ボランティア活動並びに災害ボランティアセンターの広報・啓発

市町村社協が実施する災害ボランティアセンター設置訓練や住民向けの養成講座等へ本会職員を派遣するとともに、災害ボランティア活動ガイドブックを活用し、広報・啓発を図る。

(3) ICT導入の推進

速やかな福祉救援活動の実施と災害ボランティア活動参加者の利便性の向上のため、kintoneやGoogleフォーム等のICTの利活用を促進するとともに、熊本県版の災害支援アプリの構築に向けて企画・検討を行う。

また、市町村社協を対象にアプリ活用研修等や災害ボランティアセンター設置訓練時の貸出を実施し、啓発・定着を図る。

**□実施計画 4 事業継続計画(BCP)の策定・改定の支援**

(1) 市町村社協の事業継続計画(BCP)策定・改定の支援

BCPを未策定の市町村社協に対して助言等を行い、策定を支援する。

**推進項目 2 被災後の支援活動の推進**

**□実施計画 1 被災地災害ボランティアセンターの運営支援**

(1) 初動対応チームによる市町村社協との連絡調整体制の確保

大規模災害の発生に備え、被災地社協への組織的な応援を円滑にするため、支援経験や知識・技術を有する県社協及び市町村社協職員による初動対応チームを組織し、発災時には早急に支援が実施できる体制を整備する。

ア 初動対応チームメンバーの登録及び養成

イ 初動対応チーム連絡会議の開催(8月)

(2) 熊本資機材ネットワークの運用管理

本会と特定非営利活動法人バルビーが協同して災害ボランティア活動用資機材等の管理運用を行い、発災時には迅速な提供・貸出を実施する。

なお、ICTツールを活用した資機材管理体制を整備する。

(3) 支援金やクラウドファンディングなどファンドレイジングによる災害ボランティアセンター運営財源の確保(新)

発災時における災害ボランティアセンターの運営には、多くの財源が必要となることを考慮し、支援金やファンドレイジングなどを活用した財源確保の方法について情報収集し、効果的な運用を検討する。

(4) 九州各県・指定都市社協及び全社協等との連携

ア 九州ブロック社協災害時相互応援協定に基づき、九州各県・指定都市社協及び全社協との連携を図る。

イ 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)や全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)との連携を図る。

(5) 企業や支援団体の協力による地域協働型災害ボランティアセンターの運営体制構築

災害支援に取り組む企業や支援団体等に対して、災害ボランティアセンターの運営スタッフに必要な知識や技術を習得するための講義や研修を実施するとともに、災害ボランティアセンター設置訓練への参加を働きかける。

**□実施計画 2 災害時における地域福祉支援体制の整備**

(1) 熊本県災害派遣福祉チーム等との連携体制の構築

災害時の様々な福祉的課題を有する被災地域の方々に対する災害福祉支援活動を迅速・円滑に行うため、平時から行政・関係団体等との情報共有や連携強化を図る。また、発災時の災害VC運営支援や被災者の生活支援など多様な福祉支援活動を総合的に展開するための体制について、県及び関係団体との協議を進める。

(2) 福祉支援に取り組む関係機関・団体との情報共有会議等の実施

生活困窮者や高齢者、障がい者、子育て世帯や妊産婦、外国人など福祉的支援を必要とする被災者の救援活動や生活再建を支援するため、様々な福祉支援機関・団体と情報共有を行うための仕組みづくりに取り組む。

(3) 災害福祉支援センター（仮称）の立ち上げ準備（新）

災害発生初動期から生活再建・復興支援まで、災害支援における一体的な体制を構築するため、「災害福祉支援センター（仮称）」設置に向けて、県及び関係機関と協議を行う。

**推進項目 3 被災地復興の支援活動の充実**

**□実施計画 1 市町村地域支え合いセンターの運営支援**

(1) 総括支援相談員の配置

令和2年7月豪雨並びに令和7年8月大雨後に開所した市町村地域支え合いセンター（以下「市町村センター」という。）に配置された生活支援相談員等が、効果的な活動を展開できるよう、熊本県地域支え合いセンター支援事務所（以下「支援事務所」という。）に総括支援相談員を配置し、活動全体の支援・調整を行う。

【市町村センター設置の7市町】

- ・ 令和2年7月豪雨：八代市
- ・ 令和7年8月大雨：八代市、天草市、上天草市、宇城市、美里町、甲佐町、氷川町

(2) 総括支援相談員による市町村センターの伴走型支援

『熊本県地域支え合いセンター支援事業「平成28年熊本地震」活動記録誌』や平成28年熊本地震において支援活動を行った市町村センター職員へのヒアリング結果、令和2年7月豪雨における市町村センターでの支援記録などを活用して、各フェーズで求められる支援内容や具体的な支援の方向性などについて助言を行う。

さらに、生活再建が困難な世帯や専門職による支援が必要と思われる世帯に同行訪問を行うなど、課題解決に向けた市町村センターの活動支援に取り組む。

(3) 研修会・会議等の開催

ア 地域支え合いセンター生活支援相談員等研修会の開催（新）

- (ア) 時期 7月
- (イ) 場所 未定
- (ウ) 内容 市町村センターの相談員等が被災者支援に必要な知識や技術を習得するとともに、支援活動に必要な情報の提供を図る。

イ 地域支え合いセンター連絡会議（ケース検討会議）の開催

- (ア) 時期 年4回程度
- (イ) 場所 被災市町またはオンライン形式
- (ウ) 内容 市町村センター間の情報共有や共通する課題の検討、被災者が抱える個別課題の解決に向けた関係機関・団体との連携方法等について協議を行う。

(4) 専門職・アドバイザー派遣の実施

市町村センターの運営や被災者支援に関する課題の対応等を行うため、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職や先災地の社協職員など専門知識を有する人材を派遣する。（通年 延べ30回程度）

(5) 情報管理システムの運用管理

生活支援相談員等による訪問活動の効率化を図るとともに、情報収集や統計資料の作成を迅速に行うため、被災者情報を収集・管理するシステムの運用管理を行う。

(6) 住まいの相談窓口との連携強化

住まいの再建課題を抱える世帯に対して、県が実施する生活再建支援専門員等との連携を図り、市町村センターとの情報共有や課題検討の場の調整を行う。また、住まいの相談窓口との円滑な連携を図る。

(7) 一般施策との連携強化

地域福祉事業や生活困窮者自立相談支援事業等を実施する社協や行政等と情報共有を図り、一般施策への繋ぎを意識した体制作りを支援する。特に、要支援世帯については、ケース会議の実施等により、関係機関・団体との協議の場を確保し、必要な支援の調整を行う。

## □実施計画 2 被災地のコミュニティづくりの推進

(1) 被災地域のコミュニティづくりの推進と地域福祉施策との連携

支援事務所による市町村センターの支援を継続し、行政をはじめ関係機関や専門職等と連携して、被災地域のコミュニティづくりの推進と既存の地域福祉施策への円滑な移行に取り組む。

(2) 令和2年7月豪雨における支援事務所活動記録誌の作成に向けた情報の整理

支援事務所内で蓄積した情報の整理を行い、活動記録誌を作成する。

(3) 平成28年熊本地震の記憶の伝承

平成28年熊本地震の発災から10年を迎え、当時の被災者支援活動の記録と経験を整理し、次世代へ伝承するとともに、今後の災害に備えるための啓発を図ることを目的として、熊本市社協と協働してパネル展（4月11日～19日）を実施する。また、ボランティア連絡協議会が主体となって開催する『第17回 火の国ボランティアフェスティバル「復興10年くまもと」上益城・熊本市大会』を支援する。

## ●基本方針 第5 県社協の経営基盤の強化

### 推進項目 1 組織体制の充実・強化

#### □実施計画 1 会務の運営

業務執行の決定機関である理事会と、運営に係る重要事項の議決機関である評議員会の役割・機能が、より一層発揮できるように、会務運営や事業の執行状況等の情報提供を行う。

- (1) 理事会の開催
  - ア 時期 6月・12月・3月
  - イ 場所 熊本市
- (2) 評議員会の開催
  - ア 時期 6月・12月・3月
  - イ 場所 熊本市
- (3) 監査の実施
  - ア 時期 5月
  - イ 場所 本会事務局内
- (4) 経営会議の開催
  - ア 時期 月1回
  - イ 場所 本会事務局内

#### □実施計画 2 事業実施状況等の情報提供

- (1) ホームページ等の運用管理

職員のホームページ管理システムの操作技術向上を図り、最新情報を掲載する。また、各種SNSと連動した積極的・効果的な情報発信を行い、会員をはじめ、幅広い分野の関係機関・団体・関係者や福祉分野以外の企業などに、本会事業への理解や協力促進を図る。
- (2) 県社協ニュースの発行（毎月）

事務局と役員、評議員、市町村社協及び関係機関・団体との意思疎通並びに本会への理解促進を図るため、本会の動向に関する最新情報を提供する。

  - ア 回数 月1回
  - イ 部数 60部×12回（紙媒体）
  - ウ その他 広報の電子化を推進し、「note」を活用した情報発信を行うとともに、各種SNSと連動した情報発信に努める。  
紙媒体については、閲覧環境に配慮し、必要に応じて印刷物の配布も継続する。

#### □実施計画 3 法人経営体制の強化

法人経営体制の強化を進めるため、役員を対象に外部研修・セミナーへの派遣及び先進地視察を実施し、経営力の向上と課題共有を図る。

- (1) 役員等の資質向上及び経営体制の強化
  - ア 時期 随時
  - イ 対象 本会役員等
  - ウ 内容 法人経営、組織運営、ガバナンス強化等に関する外部研修等への派遣

(2) 先進地社協等現地訪問研修の実施

- ア 時期 未定(1回)
- イ 場所 県外
- ウ 対象 本会の理事・職員
- エ 内容 他県社協との情報交換

□実施計画 4 適正な業務執行体制の確立

会計監査受審上の課題を整理することで、ガバナンス強化に向けた取組みに努める。また、内部監査の実施により、事業執行に関する業務プロセスの適正性・効率性を監査し、経営の安定化に努める。

(1) 会計監査人監査の実施

- ア 時期 4月・5月・12月・2月
- イ 場所 本会事務局内

(2) 内部監査の実施

効果的な内部監査の実施により、なお一層の適切な事業・予算執行、業務の適正性を確保する。

- ア 時期 通年

□実施計画 5 職員の情報共有と能力向上

職員間の情報の共有と資質向上、コンプライアンスの強化等を図るため、職員研修を実施する。また、事務局職員の知識やスキルを高めるため、研修計画に基づくOFF-JT研修を実施する。なお、研修においては、全社協等が主催する研修会を効果的に活用する。

さらに、自己啓発援助制度(SDS)として、職員に対する社会福祉士資格取得に必要な費用の一部を貸付ける。また、衛生管理者や防災士など、業務上必要となる資格の取得や専門講座の受講を支援する。

(1) 新規採用職員等研修会の実施

- ア 時期 4月
- イ 場所 本会事務局内

(2) 職員研修会の実施

- ア 時期 年2回程度
- イ 場所 本会事務局内

(3) 職員OFF-JT研修の充実

職員及び無期転換職員のキャリアに応じて、年度当初に研修計画を立て、全社協や本会人材センター等が主催する研修・講座等を受講することにより、職員のキャリアアップや資質向上を図る。

(4) 資格取得の支援の実施

職員のスキルアップやモラルアップを図るため次の支援を行う。

ア 社会福祉士の資格取得のための支援

社会福祉士の資格取得に必要な費用の一部を貸し付け、職員に求められる専門性を高める。

イ その他業務に必要な資格取得や専門講座の受講の支援

衛生管理者や防災士、ボランティアコーディネーション3級など、法人運営や職務執行上必要性の高い資格の取得や専門講座等の受講について、受講料や旅費等の費用負担を行い、職員のスキルアップを図る。

## □実施計画 6 事務局体制の充実・強化

職員が安心して働き続けられる環境づくりを進め、本会の事業活動を支える基盤の強化に努める。

### (1) 働きやすい職場環境づくり

#### ア 多様な働き方の推進

年次有給休暇や特別休暇の取得促進、育児・介護と仕事の両立支援制度等の周知を図り、柔軟で働きやすい勤務環境の整備に努める。

#### イ メンタルヘルスやハラスメント防止対策の充実

(ア) 衛生委員会の開催（毎月）

(イ) ハラスメント防止のための職員研修の実施（年1回）

### (2) ICTを活用した業務効率化の推進

デジタル推進委員会を中心に、ICTの利活用に向けた課題整理を行うとともに、業務の効率化を推進する。

また、通信障害や断線等による業務停滞リスクを低減するため、老朽化したLAN配線の更新等を行い、ネットワーク基盤の強化を図る。

#### ア デジタル推進委員会の開催

(ア) 時 期 年4回

(イ) 場 所 本会事務局内

#### イ 勤怠管理システム及び給与システム（クラウド版）の導入による勤務管理体制の構築並びに業務効率化・経費削減の推進（新）

新たな勤怠管理システム及び給与システム（クラウド版）を導入し、勤怠情報の一元管理を行うことで、効率的かつ適正な勤務管理体制を構築する。また、休暇等の申請を紙媒体からシステム申請へ移行し、ペーパーレス化を推進するとともに、事務処理時間の短縮及び経費削減を図る。

#### ウ 安定的なICT環境の整備（新）

デジタル化の進展に伴い通信環境の安定確保が重要となっていることから、老朽化したLAN配線の更新を含むネットワーク基盤の再整備を実施する。整備にあたっては、有線・無線の最適な構成を検討し、安定的かつ安全なICT環境の構築を図る。

## □実施計画 7 災害に備えた体制整備（事業継続管理（BCM）の実施）

災害に備えた組織体制の整備を図るため、事業継続計画（以下、「BCP」という。）の職員への周知や継続的な災害対応訓練を実施するとともに、計画内容の見直しなど、BCPの点検・改訂を行う。

### (1) BCPの職員への周知

ア 時 期 4月

イ 対 象 新規採用職員（改訂時は全職員）

### (2) 災害対応訓練の実施

ア 時 期 年1回

イ 対 象 全職員

ウ 内 容 情報通信アプリ「LINE WORKS」を用いた安否確認訓練等

### (3) BCPの検証・改訂

災害対応訓練から把握したBCPの不備や改善点等について協議し、必要に応じて見直しを行う。

ア 時 期 年1回程度

イ 場 所 本会事務局内

## □実施計画 8 総合計画の管理

第六次県社協総合計画の2年目の取組みにあたっては、各事業の進捗管理を徹底し、計画の実効性を図るとともに、中間評価を見据えた事業効果や数値目標を意識した事業運営を行う。

### (1) 第六次総合計画の事業別ヒアリング

- ア 時期 9月・1月
- イ 場所 本会事務局内

## 推進項目 2 財政基盤の強化

### □実施計画 1 法人経営に対する職員意識の醸成

長引く物価高騰や限られた収入の中で効果的・効率的に事業を執行するため、職員一人ひとりが法人経営の視点を持って担当業務に従事する意識の醸成を図る。

#### (1) 財政状況説明会の実施

- ア 時期 8月
- イ 場所 本会事務局内

#### (2) 適正なコスト管理の推進

限られた財源の中で効果的・効率的に事業を執行するため、職員一人ひとりが法人経営の視点を持って、経費削減等に取り組む。

### □実施計画 2 財源の確保

安定した事業実施を確保するため、補助・委託元である県・市との良好な関係を維持し、公的財源の確保に努める。

また、自主財源確保のため、社会福祉手帳の頒布や家庭用常備薬のあっせん、資料への広告掲載、ホームページのバナー広告、自動車保険等の事務代理手数料など、付帯的収益事業を実施するとともに、他県社協が実施する事業の有益な情報を収集する。

#### (1) 県・市関係各課との連携強化

- ア 時期 随時
- イ 内容 県・市関係課と個別協議・意見交換を実施し、事業課題の共有、次年度事業の方向性協議等を行う。

#### (2) 各種付帯的収益事業の確実な実施

##### ア 社会福祉手帳及び民生委員手帳の頒布

社会福祉法等や県内外の関係機関・社協、県内施設・団体等の名簿、市町村別人口など社会福祉に関する豊富な資料を掲載した手帳を作成・頒布する。

- (ア) 時期 11月
- (イ) 部数 社会福祉手帳700部、民生委員手帳4,000部

イ 家庭常備薬のあっせん、福祉保険サービスの広告掲載等の付帯的収益事業を実施する。

#### (3) 公益事業の安定的運営

公益事業を着実に実施し、安定的な事業運営及び自主財源の確保を図ることと、本会の経営基盤の強化に努める。

#### (4) 付帯的収益事業の開拓

安定した法人経営に向け、更なる自主財源の確保に努めるため、他県社協等の取組みを参考に、本会に適した付帯的収益事業の開拓に努める。

### □実施計画 3 資産運用による利息収入の増強

長期運用が可能な資金については、資産運用により受取利息収入の増強を図る。

#### (1) 経済合理的な資産運用

長期の預け入れが可能な資金については、安全性の高い債券等での運用を基本に、マーケット環境を踏まえながら経済合理的な運用を行い、利息収入の増強を図る。なお、短期的な預け入れしか認められていない資金については、定期預金等での運用を基本に、安全性の高い運用・管理を行う。

### 推進項目 3 情報発信と見える化の推進

#### □実施計画 1 情報発信の充実・強化

##### (1) ホームページやSNS等を活用した事業内容の情報発信

閲覧者が気軽に会員加入や寄附ができるようなホームページの掲載に努めるとともに、SNS等を活用し、広く事業内容等を発信することで、本会が実施する事業への理解と協力の促進を図る。

##### (2) 総合情報誌「ゆ〜とぴー」の発行（年2回）

社会福祉の最新の動向を掲載する。また、県内における先駆的・先進的な地域福祉活動の取組み等を掲載することにより、内容の充実や地域に密着した情報を発信する。

ア 回数 年2回

イ 部数 5,000部×2回

ウ 規格 A4版、12ページ、フルカラー

エ その他 ホームページやSNS等を活用し、広く情報発信に努め、随時「見やすい・読みやすい」紙面の構成に取り組む。

##### (3) 県社協ニュースの発行（再掲）

本会の動向に関する最新情報を掲載する。広報の電子化を推進し、「note」を活用した情報発信を行うとともに、SNS等を使用して迅速な情報提供に努める。

##### (4) 本会の組織及び事業内容を紹介するデジタルパンフレットの作成（新）

本会の組織及び事業内容を紹介するデジタルパンフレットを作成し、ホームページを活用した迅速な情報発信及びペーパーレス化を推進する。

また、内容の随時更新により最新情報の提供に努め、必要に応じて紙媒体での配布を行う。

#### □実施計画 2 各種啓発行事の情報提供

各種ポスターの掲示や頒布を通して、こどもまんなか児童福祉週間、老人週間及び障害者週間の普及・啓発を図る。

##### (1) こどもまんなか児童福祉週間（5月5日～11日）の普及・啓発のためのポスター頒布

##### (2) 老人週間（9月15日～21日）の普及・啓発のためのポスター頒布

##### (3) 障害者週間（12月3日～9日）の普及・啓発